

横浜市医療局病院経営本部物品・委託等競争入札参加者要綱

制定 平成 24 年 5 月 28 日
最近改正 令和 3 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 医療局病院経営本部において行う物品の調達等（物品の購入、修繕、製造及び借入れ並びに印刷物の製作）、委託及び不用品の売払いに係る競争入札に参加する者が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札等の通知等)

第 2 条 政府調達協定に係る一般競争入札については、入札について必要な事項を公告及び入札説明書（当該各書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により定め、入札参加者の資格確認は、一般競争入札参加資格確認結果通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により行う。

2 政府調達協定に係る一般競争入札以外の一般競争入札については、入札について必要な事項を公告により定め、入札参加者の資格は、入札を執行する前には確認しないものとする。

3 公募型指名競争入札については、入札について必要な事項を公表し、入札参加者の指名は、公募型指名競争入札指名通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（以下「公募型指名通知書」という。）により行う。

4 指名競争入札については、入札参加者の指名は、入札について必要な事項を記載した指名競争入札指名通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「指名通知書」という。）により行う。

(設計図書等のダウンロード等)

第 3 条 競争入札の積算に使用するための設計図書等については、公告（以下、政府調達協定に係る一般競争入札の場合は入札説明書を含む。）、発注情報詳細（物品・委託等）又は指名通知書において設計図書を電子ファイルで配布（以下「電子図渡し」という。）する旨の記載がある場合、入札参加者はインターネットを通じて当該電子ファイルをダウンロードするものとする。

2 電子図渡し案件以外の案件については、一般競争入札の場合には、公告において指定する日時及び場所において、無償で貸与するとともに公告の日から閲覧に供することとし、指名競争入札の場合には、指名通知書により指定する日時及び場所において、無償で配布する。

(資格確認及び指名の取り消し)

第 4 条 資格確認又は指名を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、横浜市病院事業管理者において特別の必要があると認めた場合のほか、その者に対してした資格確認又は指名は、これを取り消すものとする。

- (1) 成年後見人、被補佐人及び契約締結に関し同意権付与の審判を受けた補助人。
- (2) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けたとき。
- (4) 入札参加資格条件を満たさなくなったとき。

2 資格確認又は指名を受けた者は、前項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、直ちに横浜市病院事業管理者に届け出なければならない。

第 5 条 資格確認又は指名を受けた者が次のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その者に対してした資格確認又は指名は、これを取り消すものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害

し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員〔地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項の規定により監督又は検査の委託を受けた者を含む。〕の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第 6 条 資格確認又は指名を受けた者が経営、資産、信用その他の変動により契約の履行がなされない恐れがあると認められる場合、当該資格確認又は指名の取り消しをすることがある。

（入札に参加できない者）

第 7 条 資格確認又は指名を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができない。

(1) 正当な理由がなく、設計図書等を指定した期日に受領又は閲覧しなかったとき。

(2) 入札に遅参したとき。

(3) 公告その他に定めがあるとき。

（入札保証金）

第 8 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額（単価による入札にあっては、入札単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、横浜市病院事業管理者があらかじめ公告、公募型指名通知書又は指名通知書に定めるところにより、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 横浜市病院事業管理者は、必要があると認めるときは、入札保証金の率を 100 分の 10 まで増加することができる。

3 入札参加者は、入札保証金の納付に代えて担保を提供することができる。

4 入札保証金に代わる担保の種類及び価格は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 横浜市債 | 額面金額又は登録金額 |
| (2) 国債 | 額面金額又は登録金額の 9 割に相当する額 |
| (3) 地方債 | 額面金額又は登録金額の 9 割に相当する額 |
| (4) 日本銀行適格担保社債 | 額面金額又は登録金額の 9 割に相当する額 |
| (5) 銀行が振り出し、又は
支払保証をした小切手 | 小切手金額 |
| (6) 政府保証債 | 額面金額又は登録金額の 9 割に相当する額 |

5 入札参加者は、前項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる債券（以下「横浜市債等」という。）を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合において、当該債券が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録されたものであるときは、当該登録機関に当該債券を担保権の目的としたことについての登録を受け、当該担保権登録済証及び当該債券登録済証を本市に提供することにより、当該債券の提出に代えることができる。

6 入札参加者は、横浜市債等を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合において、当該債券が記名式のものであるときは、当該公社債等原簿に当該債券を担保権の目的としたことについての記載を受け、当該記載を証する書面を併せて本市に提出しなければならない。

7 入札参加者は、横浜市債等を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合においては、当該債券が本市に帰属することとなった場合における当該債券の移転等の手続に必要な書類を併せて本市に提出しなければならない。

8 第 3 項の規定による担保の提供は、有価証券納付書兼領収書とする。

(入札保証金等の納付の免除)

第9条 横浜市病院事業管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金又はその納付に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し入札前に当該保険証券を横浜市病院事業管理者に提出したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と当該競争入札に係る契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつこれらを履行したことを証する書類を入札前に提出したとき。（ただし、本市との間に締結した当該契約については証明書類の提出を要しない。）
- (3) 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

(入札保証金等の領収書)

第10条 入札保証金等の納付又は提供があったときは、入札保証金領収書又は有価証券納付書兼領収書を交付するものとする。

(入札)

第11条 入札参加者は、本市が示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書、この要綱、横浜市医療局病院経営本部契約規程、横浜市医療局病院経営本部物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程、横浜市医療局病院経営本部物品・委託等に関する競争入札取扱要綱、公告、公募型指名通知書又は指名通知書の記載事項、契約書（契約約款を含む。）その他契約に必要な事項を熟覧検討のうえ入札しなければならない。この場合において、これらの書面の記載内容に疑義又は不明な点があるときは、説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（別記様式1）に必要な事項を記載し、記名のうえ、公告、公募型指名通知書又は指名通知書において示した日時及び場所においてこれを提出しなければならない。
- 3 共同企業体により入札に参加する場合は、共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名で、前項の入札書を提出しなければならない。
- 4 入札に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 5 入札参加者は、公告、公募型指名通知書又は指名通知書において合併入札によるべきことを示した入札においては、入札書に記載すべき事項のうち、件名については全件名、金額については特に指示がある場合を除き合計金額で提出しなければならない。
- 6 入札保証金の納付を要する場合においては、入札参加者は、入札保証金領収書（入札保証金の納付に代えて担保を提供したときは、有価証券納付書兼領収書）を入札書に添付しなければならない。
- 7 郵便による入札は、公告、公募型指名通知書又は指名通知書において認めた場合にのみ、公告、公募型指名通知書又は指名通知書で定める方法によりすることができる。
- 8 入札は、公告、公募型指名通知書又は指名通知書において単価によるべきこと等特に指示がある場合を除き、総価により行わなければならない。
- 9 入札参加者は、入札室において、入札参加者同士での会話及び携帯電話の使用を行うことはできない。
- 10 入札室には、入札参加者及び入札執行事務に関連のある職員並びに立会職員以外の者は入室することができない。また、入札参加者は、入札開始後は、入札担当者の了解を得ずに、入札室の入退室はできない。
- 11 入札参加者は、公告、公募型指名通知書又は指名通知書に定めがある場合には、契約履行を確認する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）等を提出しなければならない。この場合において、公告、公募型指名通知書又は指名通知書に定める必要な書類を提出できず、又は提出書類が要件を満たさないときは、入札に参加することはできな

い。

12 入札参加者は、入札に関し入札担当者の指示に従わなければならない。

(入札の辞退)

第 12 条 資格確認又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札の執行前にあつては、入札辞退届（別記様式 2）を契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札の執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格確認及び指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 13 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理人による入札)

第 14 条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人を通じて入札前に当該代理権を証する書類を提出しなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて当該書類を提出してある場合は、この限りでない。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第 15 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の排除)

第 16 条 横浜市病院事業管理者は、入札者が入札に関し妨害又は不正の行為があると認められるときは、その者の入札を排除し、及びその者を入札室外に退去させることができる。

(入札の延期等)

第 17 条 横浜市病院事業管理者は、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。この場合、入札参加者は、配布済の設計図書を返却しなければならない。

2 前項の規定に基づく入札の延期、中止又は取消しに伴い入札参加者に発生した損害は、入札参加者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、設計図書を有償で配布した場合、納付済の設計図書代金については、返還する。

(開札)

第 18 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、横浜市病院事業管理者は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

(入札の無効)

第 19 条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 公告、公募型指名通知書又は指名通知書において郵便による入札を認めた場合において、その送付に係る入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しないもの

- (3) 所定の日時まで所定の入札保証金の納付若しくはその納付に代わる担保の提供をせず、又は第8条第1項第1号に規定する保険証券の提出をしない者のした入札
- (4) 入札書に金額若しくは件名を記載せず、又はその記載がはっきりしないもの、又は鉛筆など容易に消去可能な保存性、耐久性が低い筆記具等により記載されたもの
- (5) 指示された入札方法によらない入札又は一定の金額で価格を表示していない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (7) 合併入札の場合において、入札書に全件名を記載していないもの
- (8) 入札書に記名のないもの
- (9) 一の入札事項に対し2通以上の入札をしたもの
- (10) 他の者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (11) 指定された入札箱以外に入札箱に入札したもの
- (12) 第15条の行為をした者のした入札
- (13) 入札書が真正であることが確認できないもの
- (14) 前各号のほか、公告、公募型指名通知書又は指名通知書において指定した入札条件に違反した入札

(落札者)

第20条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者にする場合)

第21条 役務の提供及び物品の製造の請負（以下「委託等」という。）に係る競争入札の場合において、次のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、第1号の場合にあっては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を、第2号の場合にあっては予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするものとする。

- (1) あらかじめ最低制限価格を設けたとき。
- (2) あらかじめ調査基準価格を設けた場合にあって、最低価格入札者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

(低入札価格調査の実施)

第22条 前条に該当する価格による入札が行われたときは、調査を行う。

2 前項の調査の対象となった者は、調査に協力しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、横浜市病院事業管理者は、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。

(落札の通知)

第24条 落札者が決定したときは、その旨を口頭、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により通知する。

2 落札者は、横浜市病院事業管理者から入札の根拠となる書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(再度入札)

第25条 開札をした場合において各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うことがある。

- 2 再度入札の回数は、1 回とする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が第 18 条の規定により無効とされた者を除くものとする。
- 4 当初の入札において入札保証金の納付を要したものについて再度入札をする場合においては、当初の入札に係る入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとする。ただし、本市の収入の原因となる契約に係る場合にあっては、再度入札金額に応ずる入札保証金額とその前回の入札において納付した入札保証金額との差金額を納付しなければならない。
- 5 再度入札において開札をした場合で各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、契約の目的に応じ、最低又は最高の価格をもって入札をした者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(入札の不成立)

第 26 条 指名競争入札の入札者が 1 人であるときは、当該指名競争入札は、成立しない。ただし、横浜市病院事業管理者が、当該指名競争入札の際、指名した者のほかに、当該指名競争入札に係る契約を履行することができる者がいないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、公募型指名競争入札には適用しない。

(異議の申立)

第 27 条 入札参加者は、入札後、設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係から明らかであるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(落札決定後の契約辞退)

第 28 条 落札決定後、落札者は、原則として、契約の辞退を申し出ることができない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことを教示した上で、横浜市病院事業管理者はこれに応じるものとする。

(契約書の提出)

第 29 条 落札者は、第 24 条の通知を受けた日から 5 日以内に設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書を添付して契約書を作成し、記名押印のうえ、これを提出しなければならない。

ただし、横浜市病院事業管理者は、必要があるときは、当該期間を伸縮することがある。

- 2 横浜市病院事業管理者は、落札者が次のいずれかに該当するときは、その者と契約を締結しないことができる。

(1) 前項に規定する契約手続きを怠ったとき。

(2) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

- 3 契約書の作成を省略する場合には、あらかじめ公告、公募型指名通知書又は指名通知書において指示する。

- 4 前項の規定により契約書の作成を省略する場合、落札者は見積書又は請書を提出しなければならない。

(契約の確定)

第 30 条 契約は、横浜市病院事業管理者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。ただし、契約書の作成を省略する場合（横浜市医療局病院経営本部契約規程第 44 条第 3 項第 3 号の規定による場合を除く。）には、落札者が見積書又は請書を提出したときに確定する。

（落札結果の公表）

第 31 条 横浜市病院事業管理者は、落札の結果について、閲覧その他の方法により公表する。
（契約保証金）

第 32 条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約書の提出のときまでに、納付書により納付しなければならない。ただし、横浜市病院事業管理者があらかじめ公告、公募型指名通知書又は指名通知書又は指名通知書においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 落札者は、契約保証金の納付に代えて担保を提供することができる。

3 契約保証金に代わる担保の種類及び価格は、第 8 条第 4 項に定めるほか、次のとおりとする。

（1）出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関の保証 その保証する金額

（2）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証 その保証する金額

4 第 8 条第 5 項から第 8 項まで及び第 10 条の規定は、落札者が第 8 条第 4 項に定める担保を契約保証金に代わる担保として提供した場合において、準用する。

5 利札付債券を第 3 項の担保として提供した者は、当該担保の提供後において利札期日が到来した利札の還付を、請求書により請求することができる。

（契約保証金等の納付の免除）

第 33 条 横浜市病院事業管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金又はその納付に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険を締結し、保険証券を横浜市病院事業管理者に提出したとき。

（2）契約の相手方が、原則として過去 2 年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、金額をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないとき。

（3）物品を売り払う契約を締結する場合において、代金が即納されるとき。

（4）前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

（契約保証金を納付しない場合の措置）

第 34 条 横浜市病院事業管理者は、落札者が契約書の提出のときまでに、契約保証金等の納付若しくは提供をせず、又は前条に規定する契約保証金の免除措置を講じられないときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（入札保証金等の返還）

第 35 条 入札保証金等は、入札の終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合に返還する。ただし、落札者に対しては、契約保証金の納付の際（契約保証金の納付を要しない場合は契約の確定後）返還する。

2 入札保証金の返還を受けようとする者は、第 10 条第 1 項の規定により交付を受けた領収書を提出しなければならない。

3 入札保証金の納付に代えて提供した担保の返還を受けようとする者は、第 10 条第 2 項の規

定により交付を受けた領収書

(入札保証金に対する利子)

第 36 条 入札保証金には、利子を付さない。

(入札保証金等の没収)

第 37 条 落札者が契約を締結しない場合には、その者が納付し、又は提供した入札保証金等は、本市に帰属するものとする。

(予算議決前の契約)

第 38 条 予算議決前に、予算の議決を停止条件として入札を行う場合がある。この場合においては、公告、公募型指名通知書又は指名通知書において指定する期日までに予算の議決がなされないときは、入札前にあつては入札を中止し、落札決定後にあつては契約を締結しないものとする。

(随意契約への準用)

第 39 条 横浜市病院事業管理者が随意契約(見積合せを含む。)を行う際の手続に当たっては、この要綱の規定を準用する。

(電子入札)

第 40 条 横浜市医療局病院経営本部契約規程第 2 条第 4 号に定める電子入札案件の場合は、公告等によりその旨を明記するものとする。

附 則 (平成 24 年 5 月 28 日病総経第 27 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
(横浜市病院経営局物品・委託等競争入札参加者心得の廃止)
- 2 横浜市病院経営局物品・委託等競争入札参加者心得(平成 17 年 12 月 1 日)は、廃止する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日病経第 144 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 10 月 1 日病病第 305 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 30 日病病第 241 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

入札（見積）書

年 月 日

横浜市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印※

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市医療局病院経営本部契約規程を遵守し入札（見積）いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名

(注意)
入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部 署 名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		
担 当 者	部 署 名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		

- (注意)
- 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
 - 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
 - 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要)	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

入札辞退届

年 月 日

横浜市病院事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次の入札について、都合により辞退したいのでお届けいたします。

件 名

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部 署 名 (任意)	ふり氏 がな名	
	連 絡 先		
担 当 者	部 署 名 (任意)	ふり氏 がな名	
	連 絡 先		

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	申 請 書 類 ・ 通 知 書 ・ 本 人 確 認 書 類 () 電話・メールアドレス・FAX番号 そ の 他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	